



【期間限定】 のりつき旅

- 対象者：益田市・浜田市・萩市・津和野町・吉賀町・阿武町にお住まいの方
航空乗継(国内・国際線)を1回以上含む往復利用
- 対象期間：2019年7月1日から2019年9月30日 搭乗分
(上記期間中に往路に搭乗していれば助成対象となります。)

**東京線
往復利用限定**

1 まず助成対象となる条件をウラ面(ご搭乗案内添付欄)で必ず確認してください。

2 申請する助成区分の【記入欄】に利用人数をご記入ください。

萩・石見空港発着便を含む航空乗継利用	【申請時に必要な書類】 ① 申請書 ② 助成申請する搭乗分(萩・石見⇄羽田)の「ご搭乗案内」(ピンク色) ③ 乗継利用した区間の「ご搭乗案内」(ピンク色)、「搭乗券」または「搭乗証明書」	【助成金額】 往復利用 … 5,000 円/人	【記入欄】 人
	無償搭乗について	無償搭乗については助成対象となる搭乗の「回数」に含めることができます。この場合、助成対象外の搭乗1回分ごとに助成額を減額します。(詳しくは裏面参照)	無償搭乗数 片道 回

3 今回の助成申請合計額と申請者についてご記入ください。

助成申請金額	円		
搭乗者(代表者)	フリガナ 搭乗者の氏名(複数の場合は代表者)	電話番号 ☎ ()	記載内容の確認のため、連絡させていただくことがあります。 平日昼間に連絡の取れる電話番号をお願いします。
	搭乗者の現住所 〒		
搭乗者以外の方が申請される場合	フリガナ	連絡先電話番号 ☎ ()	記載内容の確認のため、連絡させていただくことがあります。 平日昼間に連絡の取れる電話番号をお願いします。
	代理人の氏名		

4 助成金振込先の口座情報をご記入ください。

振込先	金融機関名	支店名	種別 普通 当座 貯蓄 (○をお願いします) (カタカナでご記入してください)
	口座番号	フリガナ 口座名義	

5 署名欄に上記の内容を確認の上、申請者または搭乗者が署名をしてください。

署名欄	本申請書に記載した内容は、事実と相違ありません。また、添付の搭乗券は助成対象となることを確認しました。 (故意の虚偽記載が発覚した場合、今後の助成受付をお断りすることがあります。)	氏名 _____
-----	---	----------

6 裏面(ご搭乗案内添付欄)に添付書類を貼りつけてください。

申請期限 **2019年10月15日**
(当日消印有効)



運賃助成事業の予算には限りがあります。予算金額に達した場合、その後の申請は受付できません。助成対象を満たした方はお早めに申請をお願いします。

* この申請書にご記入いただいた個人情報は、助成金の支払い事務に使用するとともに、個人が特定されないかたちで今後の萩・石見空港利用促進事業のための資料として使用させていただきます。

▲アクセスはこちらから

対象期間限定

2019年7月1日～2019年9月30日搭乗分
上記期間中に往路に搭乗していれば助成対象になります。

申請期限

2019年10月15日(当日消印有効)

各助成区分を重複して申請することはできません。

助成対象者	助成区分の名称	助成金額	利用形態	申請に必要な資料	その他条件等	助成対象とならない運賃等
益田市、 浜田市、 萩市、 津和野町、 吉賀町、 阿武町の 在住者	のりつぎ旅	5,000円 往復/人	航空乗継利用 (国内・国際 線)を1回以上 含む1往復搭 乗	往復利用限定 【東京線】 ① 専用の申請書 ② 助成申請する搭乗分の「ご搭乗案内」(ピンク色) ③ 萩・石見空港発着便から(発着便へ)乗継利用した区間の「ご搭乗案内」(ピンク色)、「搭乗券(BOARDING PASS)」または「搭乗証明書」(CERTIFICATE FOR BOARDING)	原則、経由地(羽田空港内、または羽田空港～成田空港間)で24時間以内に乗継利用をしている場合を乗継利用とみなし、助成対象とします。 中国地区5県の各空港間との乗継利用は対象としません。	① 無償搭乗 ● 3歳未満の座席を確保しない搭乗 ● マイレージによる特典航空券 ● 「いっしょにマイル割(同行者を除く)」 ② 萩・石見空港利用拡大促進協議会の補助金や助成金を別途受ける旅行(旅行会社または萩・石見空港利用拡大促進協議会にお問い合わせください。) ③ 公務による出張 ※ ①無償搭乗に限り、助成対象要件となる搭乗回数に含めることができます。この場合、無償搭乗の回数ごとに、各助成の片道搭乗1回あたりの助成金を減じた金額を助成します。 (例)萩・石見⇄羽田のうち片道は特典航空券により利用した場合・・・ 通常の助成金額は5,000円/往復ですが、片道が無償搭乗のため、助成金は合計2,500円となります。

《各助成区分共通事項》

【ご案内と注意】

- 往復利用が条件の場合、往復利用とみなす期間は、往路の出発日から起算して90日間です。
- 運賃助成事業の予算には限りがあります。予算金額に達した場合、その後の申請は受付できません。助成対象を満たした方はお早めに申請をお願いします。
- 萩・石見空港利用拡大促進協議会が実施する各種運賃助成との併用はできません。複数の助成対象に該当する場合は、申請者本人が申請する助成区分を選択してください。原則として、助成申請受付後に助成区分を変更することはできません。
- 搭乗されたことが確認できる「ご搭乗案内」(搭乗口で発行されるピンク色の用紙)が必要です。「ご搭乗案内」を紛失された等やむを得ない場合は「搭乗券」、「保安検査証」、ANAウェブサイトから発行する「搭乗証明書」を添付して下さい。電子航空券(eチケット)の控えや領収書では助成の受け付けを行っていません。
- ※ 空港で発行される「搭乗証明書」等運賃種別が確認できない「搭乗証明書」は、原則、助成金額の対象にはなりませんので必ず運賃種別入りの搭乗証明書を発行してください。
- ANA予約センター TEL0570-029-222

【欠航時の取扱い】

- 片道利用が助成対象の条件となっている区分の場合、萩・石見発着便の欠航が決定した場合は代替交通機関(萩・石見以外の空港を発着する便や他の公共交通機関)のご利用であっても助成対象となります。
- 往復利用が助成対象条件となっている区分の場合は、欠航とならなかった残りの片道分を萩・石見空港発着便を利用すれば、往復利用とみなします。
- 往復利用が助成対象条件となっている区分の場合であって、往復ともに欠航が決定した場合は往復ともに代替交通機関の利用であっても助成対象となります。
- 欠航が決定した便を含む申請時には下記の書類を併せて提出してください。
 - ・ 萩・石見空港を利用する予定であったことが分かるもの(eチケットお客様控えなど)
 - ・ 代替交通機関を利用したことが分かるもの(他空港の搭乗券等(原本)または他の公共交通機関の乗車券(写し)を必ず提出して下さい。)
- ※ 萩・石見発着便の欠航が見込まれたが通常運航した場合は、代替交通機関のご利用では助成対象にはなりません。

「ご搭乗案内」添付欄【コピーによる申請は原則受け付けません】

助成対象要件を必ずご確認の上、「ご搭乗案内」を貼って下さい